平成 24 年度定期監查(10)監查結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 12 月 18 日から平成 25 年 1 月 11 日までの間において実日数 10 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の 予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正 に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行され ているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が 委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われ ているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の 支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計 画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われている か、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼と して監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

- ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所 管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書 に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われている か。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われて いるか。
- イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内 容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われ ているか。
- ウ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取

等)および「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止取組 方針(平成22年1月27日付け練総総経第1029号別添)」が遵守さ れているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

- ア〔環境部〕みどりの街並みづくり助成事業について
- イ〔都市整備部〕ねりまマンション"未来塾"セミナー事業について
- ウ〔土木部〕公園遊具の安全管理について
- (4) 監查対象部課
 - ア 総務部
 - (ア) 技術監理調整課
 - イ 環境まちづくり事業本部環境部
 - (ア) 経営課
 - (イ) 環境課
 - (ウ) みどり推進課(以下の施設を含む。)
 - ・花とみどりの相談所、牧野記念庭園
 - (I) 清掃リサイクル課(以下の施設を含む。)
 - ・資源循環センター
 - (オ) 練馬清掃事務所
 - (カ) 石神井清掃事務所(以下の施設を含む。)
 - · 谷原清掃事業所
 - ウ 環境まちづくり事業本部都市整備部
 - (ア) 都市計画課
 - (イ) 交通企画課
 - (ウ) まちづくり推進調整課
 - (I) 東部地域まちづくり課
 - (オ) 西部地域まちづくり課
 - (カ) 大江戸線延伸推進課
 - (‡) 住宅課
 - (ク) 開発調整課
 - (ケ) 建築課
 - (1) 建築審査課
 - エ 環境まちづくり事業本部土木部
 - (ア) 管理課
 - (イ) 道路公園課(以下の施設を含む。)
 - ・東部土木出張所、北町材料置場
 - ・西部公園管理事務所、立野公園
 - (ウ) 計画課
 - (I) 特定道路課

- (1) 土支田中央区画整理課
- (力) 土支田中央区画整理工事担当課
- (‡) 交通安全課
- 2 監査の結果適正に行われていた。